

役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人福山ひかり福祉会

福山市駅家町大字向永谷682番地1

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福山ひかり福祉会（以下「法人」という。）の定款第九条及び第二四条の規定に基づき、評議員、評議員選任・解任委員会委員、並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員とは、理事及び監事をいう。常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で、週3日以上勤務する者をいう。非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用は、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

- 2 この法人は、評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 4 評議員選任解任委員会委員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給の時期は、毎月10日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があった時は、本人指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

3 各々の役員に対する報酬は、別表1「役員の報酬」に定める額とする。

4 各々の評議員に対する報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。

5 各々の評議員選任・解任委員会委員に対する報酬は、別表3「評議員選任・解任委員会委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、別に定める旅費規程に準ずる。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 「役員の報酬」

常勤役員：月額 60,000円

非常勤役員：理事会出席の都度、謝金として一人一律5,157円

別表2 「評議員の報酬」

評議員：評議員会出席の都度、謝金として一人一律5,157円

別表3 「評議員選任・解任委員会委員の報酬」

評議員選任・解任委員会委員：評議員選任・解任委員会出席の都度、謝金として一人一律5,157円